

公明党が推進しました!!

全国初「読書科」を本格実施!



読書で子どもたちの
考える力を育てよう!

区議会公明党はかねてより子どもたちの成長と学力向上の観点から、読書の重要性を訴えてきました。
江戸川区は本年4月から、106校の区内全小中学校で、年間35時間以上を読書科の授業と読書時間にあてる、全国初の「読書科」を本格実施しました。



保護者などのボランティアにもお手伝いいただきながらの朝読書や昼読書など、各学校で工夫を凝らし、少しでも多くの子どもたちが本に親しみ、読書大好きをめざします。



公明党は4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯への影響を緩和するために「子育て世帯臨時特例給付金」「臨時福祉給付金」の給付を実現しました。



子育て世帯
臨時特例給付金

支給の対象 26年1月1日現在、江戸川区に住民登録があり、26年1月分の児童手当を受給し、25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない方
※左記の「臨時福祉給付金」の対象になる方、生活保護を受けている方などは対象になりません

支給額 対象児童1人につき1万円（1回限りの支給となります）

臨時福祉給付金

支給の対象 26年1月1日現在、江戸川区に住民登録があり、26年度の住民税（均等割）が課税されていない方
※住民税（均等割）が課税されている方の扶養親族、生活保護を受けている方などは対象になりません。

支給額 1人につき1万円（1回限りの支給となります）

加算対象者 ※下記の加算額対象者は、1人につき5,000円を加算します。
●老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者
●児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者

給付金を装った「振り込め詐欺」にご注意ください!

お問い合わせ ■臨時福祉給付金 ☎6667-6338 ■子育て世帯臨時特例給付金 ☎6667-6363
◎受付時間 月～金 8時30分～17時（祝日を除く） ※電話のかけ間違いにご注意ください。